

平成31年

第1回市議会定例会 議案第33号

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定  
の要件を定める条例の制定について

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定  
める条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定  
の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な  
提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」とい  
う。）第3条第1項および第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こ  
ども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定  
の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法  
の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該  
各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園ま  
たは同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。

(2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所を  
いう。

(3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機  
能施設をいう。

(認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第7条第1項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が保育所または保育機能施設である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- (3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次条から第10条までに定める基準に適合すること。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第3項の認定を受けようとする連携施設が次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育および保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次条から第10条までに定める基準に適合すること。

(職員の配置の基準)

第4条 認定こども園には、次に掲げる基準の教育および保育（満3歳未満の子どもについては、その保育。次項において同じ。）に従事する職員を置かなければならない。

(1) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上

(2) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上

(4) 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

2 前項に定めるもののほか、認定こども園には、常時2人以上の教育および保育に従事する職員を置かなければならない。

3 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもおよび保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（次条第4項において「教育および保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（同条第3項において「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

4 認定こども園には、認定こども園の長を置かなければならない。

5 認定こども園には、子育て支援事業に従事する専任の職員を置かなければならない。ただし、保護者の要請に適切に対応できる体制が整備されていると市長が認める場合は、この限りでない。

(職員の資格の基準)

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳以上の子どもの教育および保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状を有する者または保育士でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により置かなければならない学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園において学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。この場合において、当該認定こども園の学級担任となる者の3分の1以上は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園において当該教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士とすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者とするすることができる。この場合において、当該認定こども園の教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者の3分の1以上は、保育士でなければならない。

5 認定こども園の長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、教育および保育ならびに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理し、および運営を行う能力を有するものでなければならない。

ない。

(1) 幼稚園の園長の資格を有する者

(2) 2年以上児童福祉事業に従事した者またはこれと同等の能力を有すると市長が認める者

6 子育て支援事業に従事する職員は、子どもの養育および保育に関する相談指導ならびに福祉に関する施策について相当の知識および経験を有する者でなければならない。

(施設設備の基準)

第6条 連携施設については、幼稚園および保育機能施設の用に供される建物およびその附属設備が同一の敷地内または隣接する敷地内にななければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育および保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積および満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

3 認定こども園には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場および調理室を設けなければならない。

4 前項の保育室または遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

らない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

6 保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育および保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 前項の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、および搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制および調理業務を受託する者との契約内容が確保されている

こと。

(2) 当該認定こども園または他の施設，保健所，市町村等に配置されている栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる体制にある等，栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 受託業者については，認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し，衛生面，栄養面等，調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 子どもの年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や，アレルギー，アトピー等への配慮，必要な栄養素量の給与など，子どもの食事の内容，回数および時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から，子どもの発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について，当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては，当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は，第3項の規定にかかわらず，調理室を設けないことができる。この場合において，当該幼稚園型認定こども園は，当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には，第3項に規定するもののほか，乳児室またはほふく室を設けなければならない。

10 前項の乳児室またはほふく室は，次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 乳児室の面積は，満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上であること。

(2) ほふく室の面積は，満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メ

一トール以上であること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児室およびほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

11 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下この項において「乳児室等」という。）を2階に設ける地方裁量型認定こども園または連携施設を構成する保育機能施設（以下この項において「地方裁量型認定こども園等」という。）の建物は第1号、第2号および第6号の基準を、乳児室等を3階以上に設ける当該建物は第2号から第8号までの基準を満たさなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

(2) 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

(3) 前号の表の右欄に掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 地方裁量型認定こども園等の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の

床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 地方裁量型認定こども園等の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(6) 乳児室等その他子どもが出入りし、または通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具または非常警報設備および消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 地方裁量型認定こども園等のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(教育および保育の内容に関する基準)

第7条 認定こども園における教育および保育の内容は、法第6条の規定に基づき幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領および保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならず、かつ、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

2 認定こども園においては、教育および保育を一体的に提供するため、市長が別に定める事項に留意して、教育および保育に関する全体的な

計画ならびに指導計画を作成しなければならない。

(職員の資質の向上等)

第8条 認定こども園は、市長が別に定める事項に留意して、子どもの教育および保育に従事する者の資質の向上等を図らなければならない。

(子育て支援)

第9条 認定こども園における子育て支援事業については、当該認定こども園の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で、市長が別に定める事項に留意して行わなければならない。

(管理運営の基準等)

第10条 認定こども園は、次に掲げる基準に従い、管理運営を行わなければならない。

- (1) 1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- (2) 保育を必要とする子どもに対する教育および保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。
- (3) 認定こども園の開園日数および開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育および保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。
- (4) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めること。
- (5) 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭または低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うほか、市との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮すること。
- (6) 耐震、防災、防犯等子どもの健康および安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことがで

きる体制を整えること。

(7) 自己評価，外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い，その結果の公表等を通じて教育および保育の質の向上に努めること。

(8) 認定こども園の建物または敷地の公衆の見やすい場所に，当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に存する認定こども園の建物（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の到来の時点において建築中のものを含み，施行日以後に増築され，または全面的に改築されたものを除く。）については，当分の間，第6条第11項の規定は，適用しない。

第3条 施行日の前日において現に存する保育所または保育機能施設（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）が，保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合（認定に係る建物が施行日以後に増築され，または全面的に改築された場合を除く。）であって，第6条第4項（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては，同項および同条第10項）に規定する基準を満たすときは，同条第2項の規定は，適用しない。

2 施行日の前日において現に存する幼稚園または保育機能施設（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）が，幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合（認定に係る建物が施行日以後に増築され，または全面的に改築された場合を除く。）であって，その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては，満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室，遊戯室その他の施設設備の面積および満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室，ほふく室

その他の施設設備の面積を除く。)が第6条第2項に規定する基準を満たすときは、同条第4項の規定は、満3歳以上の子どもに係る保育室または遊戯室の面積については適用しない。

3 施行日の前日において現に存する幼稚園、保育所または保育機能施設(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)が、次の各号に掲げる認定こども園の認定を受ける場合(認定に係る建物が施行日以後に増築され、または全面的に改築された場合を除く。)は、第6条第3項の屋外遊戯場の面積については、同条第5項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める規定に規定する基準によることができる。

(1) 保育所型認定こども園 第6条第5項第1号

(2) 幼稚園型認定こども園 第6条第5項第2号

(3) 地方裁量型認定こども園 第6条第5項第1号または第2号

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるため